

全日本育成会理事会による、労働委員会制度破壊攻撃を弾劾する

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（以下、全日本育成会、という）の理事会による、労働委員会無視・労働委員会破壊策動がとどまるところを知らない。

知的しょうがいのある人とその家族の団体である全日本育成会にかつて本当に実在した、私財を投げ打ち事務局職員と苦楽をともにし寝食を忘れて、しょうが

い者の権利のために粉骨砕身するような理事者は、今はいない。今や、みずから施設経営を行ったり、使用者側目線でしか労働者も、施設を利用するしょうがい者をも見ないような理事者がほとんどである。そこで何が起きているか。

労働者の権利を侵して、しょうがい者へも権利侵害の連鎖を起こす、施設経営

しょうがい者のためではなく、施設経営を最優先する経営者による福祉現場で、最近では職員による、しょうがい者への差別・虐待事件が多発している。

こうした差別・虐待事件はどうして起こるのだろうか？ 差別・虐待事件を起こした職員（労働者）は、労働者としての権利を損なわれていたからで、また、その職員が日常から権利は大切なものだと考えていなかったし、教えられてもいなかったからだと私たちは考える。

自分の権利を主張せずに、労働者としての権利を放棄したとき、「権利侵害の連鎖」が生まれ、差別事件の発生につながる。このように、労働者の権利としょうがい者の権利は実は密接につながっている。

だから、労働者の権利を奪う者。しょうがい者の権利も損なう者だ。全日本育成会の事務局職員への権利侵害と、全日本育成会の障害者自立支援法への賛成を機に権利放棄・権利侵害が進行していくことは、事柄の表裏をなしてきた。

「不当労働行為のテパート化」の果てに、労働委員会制度を否定する控訴理由書に行きつく。

2007年全日本育成会事務局職場で、理事会が「特別監査」という怪しげな手法を使い、いきなり当時の事務局長を解任（「解職」）するという暴挙を行ったことに対し、職員一同が説明を求めているのに、使用者は話し合いを拒否したことから、同年5月にユニオン東京合同全日本育成会分会は、結成された。

その後、2007年7月、全日本育成会は団交拒否。2007年12月労働委員会への救済申立。2008年12月に就業規則改悪強行。2009年2月、労災療養中の1年更新の非正規職員（組合員）に雇い止めを通知（3月30日に撤回）。労働委員会の証人になった組合員の賃金カットを強行した。あまりにも、この不当で違法な公の職務の執行に対する賃金カットは

違法であるので、2010年9月に当該労働者は提訴した。その判決が2011年7月15日にあった。東京地裁民事19部伊良原恵吾裁判長は労働者側全面勝訴の判決をした。

この判決を真摯に受け止めることなく、全日本育成会理事会はこれに対して控訴を行い、その控訴理由書のなかで、労働委員会制度をまっこうから否定している主張を展開している。その控訴理由書を読めば、この全日本育成会理事会が、労働委員会制度そのものを「悪い制度」だと考え、労働委員会制度はなくすべきだという立場で、東京都労働委員会の判断に毒づき、控訴理由書で原判決を批判していることが非常によくわかる内容になっている。

組合という存在を認めようとしない、全日本育成会理事会の控訴理由書

2011年9月23日に東京高裁第21民事部あてに出された、全日本育成会（理事会）による控訴理由書は、まず、労働組合という団結体・組織体を認めようとしていない。そして、労働委員会で争われているのは、使用者による労働組合に対する不当労働行為である、ということ徹底的に薄め、労働組合員個人の利益に関することにとどまるかのように混同をさせようとしている。だから、まさしく労働者が民事訴訟に訴えた「不当で違法な賃金カット（未払い賃金）を支払え」という係争と限りなく同一視させようとする。

これには、労働委員会の証人は、「公の職務の執行」であることを、個人の問題とすりかえることで、「公の職務の執行」の範囲を狭めようとする企もある。

すなわち、それ自体不当で違法な賃金カットという行為をとおして、実は、労働組合の団結を破壊しようとする団結破壊・組合への支配・介入ということをしていること、そして労働委員会のなかでは、組合の交渉権をなくさせ、団結を破壊し、組合の団結に支配・介入しようとしていることなどの不当労働行為で争っているという概念を卑小化させて、賃金カットされた労働者が本来の救済申立の「当事者」であるように描

こうとしている。

だが、労働委員会で争っている当事者は労働組合であり、それを人格的に代表するのは執行委員長である。

ところが、全日本育成会理事会は、労働委員会の救済申立の事件ごとに「準当事者」のような存在があるかのように主張し、そして「準当事者」であれば「公の職務」性が低いかのような論理を持ち出す。

では全日本育成会理事会は、法的な組織と人格の関係の理解が疎いという問題なのかと言えば、そうではない。組合が団交開催要求書のなかで理事長その人の言動に触れると、理事会の「回答書」では、組織として対応するのであって個人ではない、という趣旨を持ち出してくる。そのように組織という存在のことは主張するのだ。つまり、経営の組織・会社という組織は組織として認めるが、労働組合を団結体・権利侵害と闘う組織とは承認しない、というのが基本的なスタンスであり、だから、このようなアンバランスな主張が成立しうるのである。全日本育成会理事会は労組法、また労働組合という存在を根底から否定しようとしていることがはっきり読み取れるのが、この全日本育成会理事会の控訴理由書である。

労働委員会制度とその根幹である審問の重要さを否定して、使用者側証人を出さない。

また、全日本育成会理事会の労働委員会における態度は、労働委員会制度の根幹である、審問主義を骨抜きにしようとしているという顕著な特徴がある。

不当労働行為の救済申立を受けながら、使用者側主張は書面によるものだけで事足りりとする態度である。これも、労働委員会制度を破壊し、不当労働行為を抹殺し、労働組合の団結体を解体しようとすることと関連している。

また、労働委員会の証人には、「任意」の証人と「強制力」を持った証人の2種類があるかのような主張をして、「任意の証人は公の職務の執行ではない」と、労働委員会からの呼出し状があっても、「公の職務と認められたものではない」と、審問も終わった後になって、このような主張をしはじめている。

さらに特徴をあげるならば、そのひとつは、使用者・全日本育成会は、証人を一人も出さない。ことである。

使用者側証人によって自らの使用者側の行為を証明しようとはしない。自らの積極的な立証の放棄である。組合側の証人に反対尋問して、「組合側の証人がおかし

い」と印象づけようとする質問を試みるのである。

さらなる特徴は、今回の控訴理由書では、労働者が職場で提出してきた質問に未だに答えないままに、控訴をしていることだ。つまり書面で事足りりとする態度でありながら、その書面でも労働者の質問を無視し続けている。2009年9月18日以来の、就業規則変更の内容に関する、簡単な質問にも一切具体的に答えないまま、不当で違法な賃金カットの違法性を認められた判決への控訴をするなど、説明責任のかけらもない態度をとり続けている。

全日本育成会理事会による労働委員会破壊攻撃、労働組合を否定する攻撃に対して、ユニオン東京合同は、職場闘争、労働委員会、民事裁判において今後も闘っていく。また、このような権利侵害の過重が、しょうがい者の権利侵害につながり、直結していくことをユニオン東京合同はホームページにおいても掲載・公開していく予定である。

全日本育成会による労働委員会制度破壊攻撃を、関係者はしっかり見据えることを、ここに訴える。